

## エチオピア連邦民主共和国 連邦官報

第13年第13号

2006年2月27日 アデイスアベバ

### 目次

#### 法律第482/2006号

遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利に関する法律…  
3353頁

#### 法律第482/2006号

#### 遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利を規定する法律

エチオピアの豊かな生物多様性は国民の利益と発展のために保全し、持続可能な利用を図る必要があるため、

エチオピアのコミュニティによる生物多様性資源の保全、開発及び持続可能な利用への歴史的貢献を認識する必要があるため、

エチオピアは「生物の多様性に関する条約」に加盟しており、条約においてアクセスの立法化が義務付けられているため、

エチオピアは「地域社会、農民、育種者の権利及び生物資源へのアクセスに関するアフリカ模範法」に合意しているため、

国内の生物多様性資源の保全及び持続可能な利用に関し、エチオピアのコミュニティによる遺伝資源の利用慣行を保護し、奨励する必要があるため、

遺伝資源の保存及び利用に関してエチオピアのコミュニティが生み出し、蓄積してきた知識を認識、保護し、当該知識の承認された利用の拡大及び当該コミュニティによる利益の配分の促進を進める必要があるため、

原文タイトル: Access to Genetic Resources and Community Knowledge and Community Rights Proclamation (Proclamation No. 482/2006)

原文リンク: <https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/7CE2BE51-5A9E-2C6D-7EEE-6AECB06B0710/attachments/ABS%20Proclamation%20482-2006.pdf>

(最終アクセス日: 平成 30 年 2 月 20 日)

遺伝資源及びコミュニティの知識の利用並びにその利用から生ずる利益の配分に関する意思決定にコミュニティを関与させる必要があるため、

これらの目的を実現するため、遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセスに関する法律を定め、遺伝資源及びコミュニティの知識に対するコミュニティの権利を規定する必要があるため、

したがって、エチオピア連邦民主共和国憲法第55条第1項に従い、以下のとおり法を定める：

## 第1編

### 総則

#### 1. 略称

この法律は、「遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセス並びにコミュニティの権利に関する法律第482/2006号」と称することができる。

#### 2. 定義

この法律では、文脈上別段の必要がある場合を除き、

1) 「アクセス」とは、遺伝資源及び／又はコミュニティの知識の収集、獲得、移転又は利用を意味する。

2) 「生物資源」には、人類にとって現実の又は潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素が含まれる。

3) 「派生物」とは、生物資源から抽出又は開発された製品を意味し、これには植物品種、油性物、樹脂、樹液、化学品、タンパク質といった製品が含まれる。

4) 「生息域外」とは、遺伝資源が本来の生息地の外に存在する状況を意味する。

5) 「探索」とは、特定の遺伝資源の存在又は状態を確認する活動を意味する。

6) 「遺伝資源」とは、人類にとって現実の又は潜在的な価値を有する遺伝情報を持った生物資源のあらゆる遺伝素材を意味し、これには派生物も含まれる。

7) 「生息域内」とは、遺伝資源が本来の生息地又は生態系の中に存在する状況を意味する。

8) 「研究所」とは、法律第120/1998号（改正法）によって設立された生物多様性保全研究所を意味する。

9) 「地域社会」とは、特定の遺伝資源の管理者又は特定のコミュニティの知識の創案者としてエチオピアの別個の地理的地域に住む人間集団を意味する。

10) 「者」とは自然人又は法人を意味する。

11) 「情報に基づく事前の同意」とは、特定の遺伝資源又はコミュニティの知識へのアクセスを求める者に対し、完全かつ正確なアクセス情報を含むアクセス申請に基づいて研究所及び関連地域社会が与える同意を意味する。

1 2) 「関連機関」とは、遺伝資源又はコミュニティの知識に関する特定の分野を管理する責任又は特別な技術的専門知識を有する政府機関を意味する。

1 3) 「政府」とは、エチオピア連邦民主共和国政府又は、該当する場合は、その地方政府を意味する。

1 4) 「コミュニティの知識」とは、遺伝資源の保全及び利用に関して地域社会が何世代にもわたって創造又は発展させてきた知識、慣行、工夫又は技術を意味する。

1 5) 「生物多様性」とは、すべての生物（各種生態系及びこれらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性を意味し、これには種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性が含まれる。

### 3. 目的

この法律は、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を国家及び国内コミュニティに保証し、国内の生物多様性資源の保全及び持続可能な利用を促進することを目的とする。

### 4. 適用範囲

1) この法律は、生息域内状況又は生息域外状況に存在する遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセスに適用される。

2) 本条第1項の規定にかかわらず、この法律は以下には適用されないものとする。

a) エチオピアの地域社会の内部及びこれらにおける遺伝資源及びコミュニティの知識の利用慣行及び交換

b) 遺伝資源の利用を含まない生物資源製品の直接的消費のための販売

### 5. 所有権

1) 遺伝資源の所有権は、政府及びエチオピア国民に付与される。

2) コミュニティの知識の所有権は、関連地域社会に付与される。

## 第2編

## コミュニティの権利の保護

### 6. 原則

地域社会は、自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識に関し、以下の権利を有する。

- 1) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスを規制する権利
- 2) 自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識を利用する不可譲の権利
- 3) 自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識の利用から生ずる利益の配分を受ける権利

### 7. アクセス規制権

1) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスを規制する地域社会の権利には以下が含まれる。

a) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスに対し、情報に基づく事前の同意を与える権利

b) 情報に基づく事前の同意を与える権利を行使する際、意図されたアクセスが自らの文化遺産又は自然遺産の完全性を損なうと考えられる場合に同意を拒否する権利

c) 自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスに対して自らが与えた情報に基づく事前の同意が、自らの社会経済生活又は自然遺産若しくは文化遺産に悪影響を及ぼす可能性があると分かった場合、当該同意を撤回又は制限する権利

d) 自身の地域内の遺伝資源へのアクセスに対して研究所が与えた情報に基づく事前の同意が自らの社会経済生活又は自然遺産若しくは文化遺産に悪影響を及ぼす可能性があると分かった場合、当該同意の制限又は撤回を要求する権利

2) 地域社会が自身の地域内のコミュニティの知識へのアクセスに対して情報に基づく事前の同意を与える際の条件及び手続きは、規則によって規定するものとする。

### 8. 利用権

1) 地域社会は、自らの慣行又は規範に従って生計を維持するうえで、自身の地域内の遺伝資源又はコミュニティの知識をコミュニティ内で利用又は交換する不可譲の権利を有する。

2) 遺伝資源及びコミュニティの知識の利用及び交換に関する地域社会の伝統的制度は、法的に制限されないものとする。

## 9. 利益配分権

- 1) 地域社会は、自身の地域内のコミュニティの知識の利用から生ずる利益の配分を受け権利を有する。
- 2) 地域社会は、この法律の第18条第1項に従って自身の地域内の遺伝資源の利用から生ずる利益のうち、金銭として生ずる利益の50%を政府から受け取る権利を有する。
- 3) 本条第1項及び第2項に基づいて受領した金銭は、関連地域社会の共通の利益のために利用するものとする。
- 4) 地域社会の共通の利益のために当該金銭を利用する手続きは、この法律に基づいて発行される規則によって規定するものとする。

## 10. コミュニティの権利の保護

- 1) 自身の地域内の遺伝資源及びコミュニティの知識に関する地域社会の権利は、関連コミュニティの慣行及び規範に定められる通り保護される。
- 2) コミュニティの知識は、関連地域社会の慣行及び規範に従って特定、解釈及び確認するものとする。
- 3) コミュニティの知識が登録されていないことをもって、それがコミュニティの権利によって保護されていないものと解釈してはならない。
- 4) 特定の遺伝資源若しくはコミュニティの知識が公表若しくは口頭説明されていること又はジーンバンクその他の保全センターに遺伝資源が存在すること若しくはそれが利用されていることは、それがコミュニティの権利として保護されることに何ら影響を与えないものとする。

## 第3編

### アクセスの条件

## 11. 許可の要件

- 1) この法律の第4条第2項(a)の規定にかかわらず、情報に基づく事前の同意を踏まえて研究所から付与されたアクセス許可の文書を持たない限り、何者も遺伝資源又はコミュニティの知識にアクセスすることはできない。
- 2) 別段の明示的な記載がない限り、遺伝資源へのアクセスが許可されたことをもって、関連するコミュニティの知識へのアクセスが許可されたと解釈することはできず、その逆も同様である。
- 3) この法律の第4条第2項(b)の規定にかかわらず、研究所から付与された輸出許可を持

たない限り、何者も遺伝資源をエチオピア国外に輸出することはできない。

4) 本条第1項の規定にかかわらず、遺伝資源を保全する権限を法的に与えられた政府機関は、その任務の遂行において遺伝資源又はコミュニティの知識を収集する際、研究所からアクセス許可を得る必要はないものとする。ただし、研究所から明示的な許可を付与されていない限り、遺伝資源又はコミュニティの知識を第三者に移譲すること又はこれらをエチオピア国外に輸出することはできない。当該機関の職員は、遺伝資源及びコミュニティの知識を収集する際、その旨を明記した書簡を携行しなければならない。

## 12. アクセスの基本的前提条件

1) 遺伝資源へのアクセスは、研究所から情報に基づく事前の同意を得ることを条件とする。

2) コミュニティの知識へのアクセスは、関連地域社会から情報に基づく事前の同意を得ることを条件とする。

3) 政府及び関連地域社会は、アクセスされた遺伝資源及びコミュニティの知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を得るものとする。

4) 外国人がアクセスを申請する場合は、当該申請者のアクセスに関わる義務の履行を保証又は強制的に実現する旨を記した、申請者の本籍国又は居住国の管轄機関の書簡を提出するものとする。

5) 外国人がアクセスする場合、研究所の職員又は研究所から指名された関連機関の職員が遺伝資源及びコミュニティの知識の収集に同行するものとする。

6) アクセスした遺伝資源に基づく研究は、可能な限り、研究所から指名されたエチオピア国籍の者の参加を得て、エチオピア国内で実施するものとする。

7) アクセスした遺伝資源の研究を海外で行うことが許可された場合、研究の資金提供機関及び／又は主催機関は、これに伴って発生するアクセスに関する義務を遵守する旨を記した誓約書を提出しなければならない。

## 13. アクセス拒否の条件

以下の場合、研究所は遺伝資源へのアクセスを拒否することができる。

1) 要請されたアクセスが絶滅危惧種の遺伝資源に関する場合

2) そのアクセスが人の健康又は地域社会の文化的価値に悪影響を及ぼす可能性がある場合

3) そのアクセスが環境に望ましくない影響を及ぼす可能性がある場合

4) そのアクセスによって生態系が失われる危険がある場合

5) そのアクセスがエチオピアの国内法又はエチオピアの加盟する条約に反する目的のため

めに遺伝資源を利用することを企図している場合

6) 申請者がこの法律のアクセス条件又はアクセス合意に違反した場合

#### 14. アクセス許可の発行

1) 遺伝資源又はコミュニティの知識のアクセス許可を希望する者は、研究所に対して文書で申請書を提出しなければならない。申請書の提出及び審査並びに情報に基づく事前の同意の付与に関する条件及び手続きは、規則によって規定するものとする。

2) 情報に基づく事前の同意を与えるにあたり、研究所は、この法律の規定に基づいて、遺伝資源のアクセス合意に関する交渉を行い、これを締結する。

3) アクセス申請がコミュニティの知識へのアクセスに関わる場合、研究所は、その件に関して関連地域社会が情報に基づいて与える事前の同意を踏まえて、アクセス合意の交渉及び締結を行うものとする。

4) 研究所は、この法律の第12条第6項において規定された条件が満たされない限り、遺伝資源をエチオピア国外に輸出する許可を与えないものとする。

#### 15. 特別アクセス許可

1) 研究所は、エチオピアの国家研究機関、公的研究機関及び高等教育機関並びに国内に拠点を有する政府間機関が国内で行う開発活動及び学問上の研究活動のために遺伝資源及びコミュニティの知識にアクセスしやすくなるようにするため、当該機関に対し、この法律で規定されたアクセスに関する手続きに厳密に従うことなく、特別アクセス許可を与えることができる。研究所は、当該機関に対して特別アクセス許可を与える場合、当該許可の有効期間中に機関が負うべき義務を、適当な場合には、決定する。

2) エチオピアが加盟する多国間制度における遺伝資源へのアクセスは、当該制度で規定された条件及び手続きに従って行うものとする。多国間制度における遺伝資源へのアクセスを実施する際の条件及び手続きは、規則によって定めるものとする。

#### 16. アクセス合意の内容

アクセス合意は以下の事柄等を規定するものとする。

1) 合意の当事者の身元情報

2) アクセスを許可する遺伝資源の種類及び量

3) アクセスを許可するコミュニティの知識又はアクセスされる遺伝資源に関連するコミュニティの知識の摘要

4) 遺伝資源若しくはコミュニティの知識の収集場所又はこれを提供する者の所在地

5) アクセスした遺伝資源のサンプル及びコミュニティの知識の摘要が寄託される機関

- 6) 遺伝資源又はコミュニティの知識の利用意図
- 7) 当該アクセス合意と、同一の遺伝資源又はコミュニティの知識に関する既存又は将来のアクセス合意の関係性
- 8) アクセスされる遺伝資源の収集及び／又は研究に参加し、アクセス合意の履行をモニタリングする責任を有する機関として研究所から指名された関連機関
- 9) 遺伝資源へのアクセスから生ずる、国家の利益
- 10) 当該合意がコミュニティの知識へのアクセスに関わる場合、その利用から生ずる関連地域社会の利益
- 11) アクセス合意の期間
- 12) 紛争解決メカニズム
- 13) この法律に基づいてアクセス許可取得者に課せられる義務

## 17. アクセス許可取得者の義務

アクセス許可を与えられた者は以下の義務を有する。

- 1) 自らに与えられたアクセス許可の写しを、遺伝資源を収集する地区の関連地方機関に預けておき、要請があったときはアクセス許可を提示すること。
- 2) 収集中、親株若しくは野生種を栽培する農民の減少又は現地の遺伝子プールにおける重要な遺伝的変異の減少を引き起こさないこと。
- 3) 保護地区において遺伝資源を収集する場合、保護地区の管理に関する規程及び規則を遵守すること。
- 4) 収集した遺伝資源のサンプル及び収集データ並びにアクセスしたコミュニティの知識の摘要を研究所又は研究所が指名する関連機関に預けること。
- 5) アクセスを許可された遺伝資源の種類及び量的制限を遵守すること。
- 6) 要請があったときは、遺伝資源のサンプル及びアクセスしたコミュニティの知識の摘要の写しを研究所に提出すること。
- 7) 研究の定期的な状況報告を研究所に提出し、遺伝資源の収集が繰り返し行われる場合は当該アクセスの環境影響及び社会経済影響をフォローアップしてその報告を提出すること。
- 8) アクセスした遺伝資源及びコミュニティの知識に基づく研究及び開発の全成果について、研究所に文書で情報提供を行うこと。
- 9) 事前に研究所に通知して文書で許可を得ない限り、アクセスした遺伝資源及びコミュニティの知識を他の第三者に移譲又は当初意図された目的以外に利用しないこと。
- 10) 計画された研究又はアクセス合意が終了した時点で使用しなかった遺伝素材を返却す

ること。

- 11) アクセス許可又はこれに基づく権利及び義務の第三者への移譲は、研究所からその旨の同意を得ない限り、行わないこと。
- 12) アクセスした遺伝資源又はその一部に関して知的財産権を取得しようとする場合、エチオピアの関連法に基づいて新たな合意のための交渉を研究所と行うこと。
- 13) 事前に研究所から明示的な同意を文書で得ない限り、アクセスしたコミュニティの知識に関する特許その他の知的財産保護を申請しないこと。
- 14) 遺伝資源又はコミュニティの知識から開発された製品の商業所有権保護の申請において、アクセスした遺伝資源又はコミュニティの知識の所在地を原産地として認めること。
- 15) アクセスした遺伝資源又はコミュニティの知識の利用から生ずる利益は、政府及び関連地域社会にも配分すること。
- 16) エチオピア国内法（特に、衛生管理、バイオセーフティ及び環境保護に関する法律）を尊重すること。
- 17) 地域社会の文化的慣行、伝統的価値及び慣習を尊重すること。
- 18) アクセス合意の条件を遵守すること。

## 18. 利益の配分

- 1) 政府及び地域社会に分配される、遺伝資源又はコミュニティの知識へのアクセスから生ずる利益の種類及び量は、個々に締結される個別のアクセス合意において、ケース・バイ・ケースで定めるものとする。
- 2) 遺伝資源へのアクセスから生ずる利益のうち、この法律の第9条第1項に基づいて定めた地域社会への配分を差し引いた後に残る金銭的利益は、生物多様性の保全及びコミュニティの知識の促進に割り当てるものとする。当該用途への金銭の割り当てに関する条件は、規則によって定めるものとする。
- 3) 政府と関連地域社会の間で分配する、遺伝資源へのアクセスから生ずる非金銭的利益の配分は、アクセス許可取得者との間で合意する利益配分の種類を考慮しつつ、個々に締結される個別のアクセス合意において規定するものとする。

## 19. 利益の種類

遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセスから生ずる、配分される利益には、以下の形態のものが含まれる。

- 1) ライセンス使用料
- 2) 前払い金
- 3) マイルストーン払い

- 4) ロイヤルティ
- 5) 研究資金
- 6) 知的財産権の共同所有
- 7) 雇用機会
- 8) アクセスされた遺伝資源又はコミュニティの知識に基づく研究における、研究所又は関連機関に所属するエチオピア国民の参加
- 9) 製品生産に必要な遺伝資源原料の優先的な供給
- 10) アクセスされた遺伝資源又はコミュニティの知識を利用して開発された製品及び技術へのアクセス
- 11) 遺伝資源の保全、評価、開発、普及及び利用に関する現地の能力向上を目的とした、組織レベル及び地域社会レベルの研修
- 12) 機器、インフラストラクチャー及び技術支援の提供
- 13) その他の適当な利益

## 第4編

### フォローアップ及びコンプライアンス対策

#### 20. フォローアップ

- 1) 研究所は、以下のメカニズムを通してアクセス合意の履行をフォローアップするものとする。
  - a) 査察
  - b) アクセス許可取得者並びに収集同行、研究参加及びアクセス合意の履行のモニタリングを行うように指名された関連機関からの定期的な進捗報告及び状況報告
  - c) その他の者又は個人からの報告
  - d) 適当と判断されるその他のメカニズム
- 2) アクセス許可取得者並びに遺伝資源の収集及び研究への参加並びにアクセス合意の履行のモニタリングを行うように指名された関連機関は、実施した収集、研究の進捗及びその成果に関する定期的な報告を研究所に提出するものとする。
- 3) 研究所は、研究の進捗及びその成果、コミュニティの知識の利用並びにその利益の配分について、関連地域社会に情報提供を行うものとする。

## 21. コンプライアンス対策

- 1) アクセスが遺伝的浸食、環境の悪化又はコミュニティの文化的価値の破壊を招いており、これを簡単に防止することができないと認められた場合、研究所は、適当な場合にはアクセス合意を変更し、アクセスできる遺伝資源の量の制限他、いかなる制限も加えることができる。
- 2) アクセス許可取得者がこの法律の規定若しくはアクセス合意の条件に違反した場合若しくはこれを遵守しなかった場合、又はアクセスが遺伝資源若しくは環境に損害を与えるおそれがある場合若しくは公共の利益に優先する場合、研究所はアクセス合意を一時停止又は解除し、遺伝資源又はコミュニティの知識へのアクセスを禁じるものとする。
- 3) 研究所は、アクセス合意の変更、一時停止又は解除を決定した場合、その旨を関連地域社会及びアクセス許可取得者に連絡するものとする。

## 第5編

### 遺伝資源の探索

## 22. 禁止事項

- 1) この法律の第4条第2項の規定にかかわらず、研究所の探索許可を持たない限り、何者も遺伝資源の探索を行うことはできない。
- 2) 本条第1項の規定にかかわらず、遺伝資源を保全する権限を法的に与えられた政府機関は、その任務の遂行において遺伝資源の探索を行う際、探索許可を得る必要はないものとする。

## 23. 申請

- 1) 遺伝資源の探索許可を希望する者は、研究所に対して文書で申請書を提出しなければならない。
- 2) 申請書には、探索の目的、探索する遺伝資源の種類、探索が行われる場所及び探索のタイムスケジュールを記載する。

## 24. 探索許可の付与

- 1) 研究所は、すべてが記入された探索申請を受領した場合、適当な場合には関連機関と協議し、申請者に探索許可を与えるものとする。
- 2) 探索許可には、探索する遺伝資源の種類、探索が行われる場所、探索のタイムスケジュール及び研究所が必要と判断するその他の条件を記載する。

3) 研究所は、外国人に探索許可を与える場合、研究所技術職員又はその他関連機関を探索活動に同行させるものとする。

## 25. 探索者の義務

探索許可取得者は以下の義務を有する。

- 1) 探索許可の写しを、探索を行う地区の関連機関に預けておくこと。
- 2) 許可証に規定された条件を厳重に遵守すること。
- 3) 探索活動が完了した時点で詳細かつ完全な探索活動報告書を研究所に提出すること。
- 4) 要請があったときは、自らに発行された探索許可を提示すること。
- 5) 探索を行う場所の現地慣習、伝統、価値及び所有権並びにエチオピア国内法を尊重すること。

## 第6編

### アクセス行政

## 26. 農業農村開発省の権限

野生動物の遺伝資源に関するこの法律の規定の履行は、農業農村開発省の責務とする。

## 27. 研究所の権限と義務

この法律の他の規定において付与された権限と義務にかかわらず、研究所は以下の権限と義務を有する。

- 1) アクセスがこの法律並びにこの法律に基づいて発行された規則及び命令に従って実施されるようにフォローアップし、その徹底を図ること。
- 2) アクセス合意から生ずる利益を収集し、受益者に移譲すること。
- 3) アクセス合意のモデルを作成すること。
- 4) この法律の内容に対する意識を高めること。
- 5) 遺伝資源及びコミュニティの知識へのアクセスに関する情報を収集して分析し、必要に応じて利用者に提供すること。
- 6) この法律に反して行われた不法行為に対し、法的行動を起こすこと。
- 7) 命令の発行及びこの法律の履行に必要なその他の活動を遂行すること。

8) 自らの義務をより良い方法で遂行するため、必要かつ適切と認められる場合、法に基づいて設立された他の組織に権限及び義務を委嘱すること。

## 28. 地域社会の責任

地域社会は以下の責任を有する。

- 1) 自らのコミュニティに属さない者が自身の地域内で必要な許可を得ずに遺伝資源の収集又は取得を行うことを禁ずること。
- 2) コミュニティに属さない者が自身の地域内で遺伝資源の収集又は取得を行っている場合、アクセス許可の提示を要求し、その者が許可を持っていない場合は直ちに最寄りの村（ケベレ）又は群（ワレダ）の行政府に通知又は通告すること。

## 29. 地方機関の責任

村（ケベレ）の行政府及び遺伝資源を保全する責任を有する各レベルの地方機関は、以下を行う。

- 1) 各管轄地域において、その地域のコミュニティに属さない者が許可を得ずに遺伝資源にアクセスすることを規制すること。
- 2) 各管轄地域において、その地域のコミュニティに属さない者が遺伝資源の収集又は取得を行っている場合、その者にアクセス許可の提示を要求し、その者が許可を持っていない場合は遺伝資源を没収してその者を告発し、遺伝資源及びそれを所有しているところを発見された者の詳細な特徴を研究所に通知すること。

## 30. 税関職員の責任

税関職員は、研究所から与えられた命令に基づき、以下の責任を有する。

- 1) 国外に持ち出される遺伝資源に、研究所の輸出許可が添付されていることを検査すること。
- 2) 遺伝資源を輸送又は所持している国外退出者に対して、そのために必要な研究所の許可を提出するように要求すること。
- 3) 研究所の許可を得ずに国外に輸送しようとしていた者の身柄を拘束するとともに輸送中の遺伝資源を没収し、その旨を直ちに最寄りの関連組織及び研究所に報告すること。
- 4) 輸出される遺伝資源製品の包装に、製品に含まれる遺伝素材の利用が禁じられていること及びそうした行為が刑事犯罪に当たることが記載されていることを確認すること。

## 31. 郵便機関の責任

郵便機関及びその他の配送機関は、郵送によって国外に持ち出される遺伝資源を受領及び輸送する前に、依頼者に対して、遺伝資源を国外に輸出するために必要な研究所の許可を提出するように要求するものとする。

### 32. 検疫機関の責任

検疫機関は、遺伝資源製品に対して自らが発行する検疫証明書に、当該証明書は製品を遺伝資源として利用する許可にならないこと及びそうした行為が禁じられており、不法行為に当たることを必ず記載するものとする。

## 第7編

### 雑則

### 33. 暫定規定

- 1) この法律の施行前に締結されたアクセス合意は修正し、この法律の規定に合致させるものとする。
- 2) この法律の施行前に締結された合意に基づく遺伝資源へのアクセスは、当該合意を修正してこの法律に合致させるまで一時停止する。

### 34. 協力の義務

いずれの者も、この法律並びにこの法律に基づいて発行された規則及び命令の履行に関し、研究所、関連機関及び地域社会に協力する義務を負う。

### 35. 罰則

- 1) 以下に該当する者は、アクセスした遺伝資源の没収、付与されたアクセス許可の取り消し及びこれに伴う民事責任にかかわらず、状況の重大性に応じ、3年以上の重懲役及び10,000ブル以上30,000ブル以下の罰金が科せられる。
  - a) 研究所のアクセス許可を得ずに遺伝資源又はコミュニティの知識にアクセスした場合
  - b) アクセス申請又はその後のアクセス合意のモニタリングにおいて虚偽の情報を提供した場合
  - c) 研究所の許可を得ずにアクセス合意に規定されたアクセスの目的を後から変更した場合
  - d) 研究所の探索許可を得ずに遺伝資源の探索を行った場合又は探索許可の申請において

虚偽の情報を提供した場合

2) エチオピア固有の遺伝資源に関して不法行為を犯した場合、状況の重大性に応じ、5年以上12年以下の重懲役及び50,000ブルから100,000ブルの罰金が科せられる。

3) 本条における不法行為が過失によるものである場合、5,000ブル以上の罰金、又は状況及び不法行為の重大性に応じた3年以上の単純禁固刑が科せられる。

### 36. 法の不適用

この法律に矛盾する如何なる法、規則、命令又は慣行も、この法律の規定する事項に関しては効力を持たないものとする。

### 37. 規則を発行する権限

閣僚理事会は、この法律の適切な履行に必要な規則を発行することができる。

### 38. 施行期日

この法律は、連邦官報において公表した日から施行する。

アディスアベバ、2006年2月27日

エチオピア連邦民主共和国大統領

ギルマ・ウォルドギオルギス